

令和8年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務

企画提案競技に関する質問回答書

令和8年3月 日

No.	該当頁 該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書 3-(1) -①	<p>業務の一部を再委託する場合の取扱いについて、下記2点ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①再委託先において提出が必要となる書類等がございますでしょうか。</p> <p>②再委託先の担当者がプレゼンテーションに同席することは可能でしょうか。</p>	<p>①契約書（案）第6条の規定により、受託者があらかじめ書面により県の承認を得ることで再委託することが可能ですが、この場合において、再委託先が県に提出する書類等はありません。</p> <p>ただし、相談対応等の本業務の中核となる業務の再委託は認められません。</p> <p>②実施要領8（4）の実施方法に記載するプレゼンテーションの参加人数の範囲内で可能です。</p>